

※この公告は工事着手日選択型契約方式を適用する工事の入札公告のイメージです。

# 入札公告

工事着手日選択型契約方式試行対象工事

平成 年 月 日

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により工事の請負に係る契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び広島市契約規則第4条の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	※ 詳細は、設計図及び仕様書等（以下「設計図等」という。）のとおり
工 期	契約締結の日から〇〇日間
予 定 価 格	落札決定後に公表
最 低 制 限 価 格	落札決定後に公表
工事着手日選択型契約方式の適用	・ 本件工事は、工事の円滑な施工を確保するため、工事着手日選択型契約方式を適用する。
入 札 区 分	・ 本件工事に係る入札は、広島市電子入札システムを利用して入札を行う電子入札対象案件である。 <b>なお、本件工事の入札は、紙による入札を認めない電子入札システム利用限定の案件である。</b> ・ 入札に関する手続きについては、広島市電子入札システム等利用規約及び広島市電子入札運用基準に従うものとする。 ・ 本件工事は、電子くじ対象案件である。
入 札 参 加 条 件	次に掲げる条件をいずれも満たしている者
資 格	・ 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条に該当していないこと。 ・ 平成29・30年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。 ・ 入札者名義のICカードを取得し、電子入札システムの利用者登録を完了していること。 ・ 上記の他の資格要件については、入札説明書のとおり。
認 定 工 種	土木一式工事
等 級 区 分 等	「C」、「A」又は「B」で認定されていること。
営 業 所 等	広島市内に本店を有していること。 ※ 本店とは、建設業法に基づく主たる営業所をいう。
会 社 の 施 工 実 績	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降に元請として完成・引渡し完了した、次の工事の施工実績を有すること。 ・ 延長が〇〇メートル以上の〇〇〇の施工を有する工事 ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。
技 術 者 等	① 本件工事は、主任技術者又は現場代理人が他の工事を兼務することを認めるものである。 ② 土木工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第4項までに規定するものとする。 ③ 請負金額が3,500万円（税込）以上となる場合の技術者は、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用関係が必要）である者を専任で配置できること。（兼務を認める場合も開札日以前3か月以上の雇用関係が必要。） また、下請代金の総額が4,000万円（税込）以上となる場合は監理技術者を置き、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用関係が必要）である者を専任で配置できること。 請負金額が3,500万円（税込）未満となる場合の技術者は、開札日の前日以前に応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を配置できること。 なお、他の工事の主任技術者（現場代理人を含む。）と兼務を認める場合の要件及び認める手持ち工事の件数は、入札説明書に記載のとおり。 ④ 現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、開札日の前日以前に応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置できること。なお、現場代理人と技術者は、兼ねることができる。 なお、他の工事の現場代理人（主任技術者を含む。）と兼務を認める場合の要件及び認める手持ち工事の件数は、入札説明書に記載のとおり。
そ の 他	① 本件工事に係る設計業務の受託者（〇〇株）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は参加できない。 ② 入札参加条件を満たさない者は参加できない。また、広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第2号、第3号イからオまで及び第5号アの規定により選定できない者は参加できない。 ③ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できない者は参加できない（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。 詳細は、広島市のホームページ（ <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/">http://www.city.hiroshima.lg.jp/</a> ）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。 ④ 再度の入札を行うこととなった場合において、初度の入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札を行った者は、再度の入札に参加することができない。
着 手 日 選 択 期 間 設 定 に 関 す る 事 項	別紙のとおり
入 札 説 明 書 等 の 交 付 ・ 入 札 書 等 の 提 出	【入札説明書の交付】 広島市のホームページ（ <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/">http://www.city.hiroshima.lg.jp/</a> ）のトップページの「電子入札・登録」→「2 調達情報公開システム」の「1.一般公開用はこちらから」→「入札・見積り情報」へ画面を展開させ、本件工事を検索し、本件工事の「詳細」からダウンロードできる。 【入札書受付期間】 電子入札システムを利用して、平成 年 月 日（ ）、 日（ ）の午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで。やむを得ない理由で、電子入札システムで送付できない場合は、所定の届出の後、入札書を添付書類とともに最終日の午後4時まで持参すること。

	<p>【添付書類受付期間】 入札書受付期間と同じ。(ただし、電子入札システムを利用して入札に参加する者で、添付書類の容量が、広島市電子入札運用基準に定める容量を超えた場合は、入札書受付期間の最終日の午後4時まで(持参。))</p> <p>【入札書・添付書類受付場所】下記の契約担当課</p>
設計図等の閲覧・交付	<p>【閲覧期間】 公告日から平成 年 月 日( )までの午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで(広島市の休日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を除く。))。</p> <p>【設計図等の閲覧・交付】 広島市のホームページ (<a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/">http://www.city.hiroshima.lg.jp/</a>) → 「電子入札・登録」 → 「2 調達情報公開システム」の「2.受注者用機能はこちらから」 → 「ログイン画面へ」 → 「広島市調達情報公開システム(受注者用機能)」へ画面を展開させ、業者番号(5桁)及びパスワードを入力してログインのうえ、「入札・見積り情報」からダウンロードする。 なお、本件工事の設計図は、原図サイズA1をA3に縮小して添付している。 ※ 設計図等を閲覧・交付する際には、ダウンロード確認票に記載のダウンロードパスワードを入力する必要がある。 ※ 設計図等をダウンロードする際、調達情報公開システムに添付している「ダウンロード確認票」は開札後の資格確認申請書に添付して提出する必要がある。なお、「ダウンロード確認票」の発行は、上記閲覧期間中に限るため、なくさないように保管すること。 また、下記工事担当課においても閲覧を行っている。</p>
設計図等に対する質疑等	<p>【質疑書の提出期間】公告日から平成 年 月 日( )まで(広島市の休日を除く。)</p> <p>【システムによる回答書の閲覧・交付期間】 平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )までの午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで(広島市の休日を除く。))。</p> <p>【設計図等に対する質疑・回答の閲覧・交付】 広島市のホームページ (<a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/">http://www.city.hiroshima.lg.jp/</a>) → 「電子入札・登録」 → 「2 調達情報公開システム」の「2.受注者用機能はこちらから」 → 「ログイン画面へ」 → 「広島市調達情報公開システム(受注者用機能)」へ画面を展開させ、業者番号(5桁)及びパスワードを入力してログインのうえ、「入札・見積り情報」からダウンロードする。 また、下記工事担当課においても閲覧・交付を行っている。</p>
開札日等	<p>【開札日時】平成 年 月 日( ) 午前 時 分</p> <p>【開札場所】〇〇 〇〇階 入札室</p> <p>【入札回数】 入札は2回限りとし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、電子入札システムにより再入札通知書を送付して再度の入札を行う。</p>
入札参加資格確認申請書等の提出	<p>【申請書等の提出】開札日に開札後、最低入札価格提示者が提出すること(入札説明書の7に記載のとおり。)</p> <p>【提出場所】下記の工事担当課</p>
入札参加資格確認結果及び入札結果の通知	入札参加資格確認後、落札者決定通知書を電子入札システムにより通知する。
入札の中止	入札参加者の行為により又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められたときは入札を中止する。
入札の無効	この入札公告に示した入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、提出された入札参加資格確認申請書が書類不備(誤記載を含む。)で確認できない者のした入札及び入札金額が最低制限価格に満たない価格をもって行った入札も無効とする。
その他	<p>① 本件工事の入札は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札である。</p> <p>② 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>③ 落札者の決定に当たっては、落札者が電子入札システムに入力した金額又は入札書に記載した金額に、当該金額の100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額)を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。</p> <p>④ その他の条件等については、入札説明書及び「建設工事の競争入札に参加しようとする方へ」のとおり。</p>
入札保証金	免除
契約保証金	要(契約金額の100分の10以上)
契約担当課	広島市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 広島市〇〇〇局〇〇〇部〇〇〇課(本庁舎〇〇階) (電話) 082-〇〇〇-〇〇〇〇
工事担当課	広島市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 広島市〇〇〇局〇〇〇部〇〇〇課(本庁舎〇〇階) (電話) 082-〇〇〇-〇〇〇〇

## 着手日選択期間設定に関する事項

- 1 本工事は、着手日選択期間（契約締結の日から〇〇日間（または「契約締結の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで」）を設定した工事である。
- 2 着手日選択期間満了の日の翌日（以下「実工事期間の始期」という。）から工事に着手するものとする。
- 3 着手日選択期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とし、実工事期間の始期に配置できればよい。
- 4 着手日選択期間における現場管理は発注者の責任において行うこととし、受注者は現場への資材の搬入や仮設物の設置等の行為を行ってはならない。
- 5 第2項の実工事期間の始期は、着手日選択期間内に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られ、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を配置できる場合は、監督員と協議を行い、承諾を得たうえで、これを早めることができる。  
なお、これにより経費が生じる場合には受注者がこれを負担する。
- 6 実工事期間の始期を早めた場合でも、全体工期の変更は行わない。
- 7 受注者は、広島市建設工事請負契約約款第34条第1項の規定にかかわらず、実工事期間の始期（第5項により始期を早めた場合を含む。）以降でなければ、発注者に対して前払金の支払を請求することはできない。
- 8 着手日選択期間設定の概要については、「市ホームページ＞産業・雇用・ビジネス＞入札・契約＞工事着手日選択型契約方式の試行について」及び「市ホームページ＞産業・雇用・ビジネス＞入札・契約＞公共工事の情報化と技術管理（技術管理課）＞工事受注者の方へ＞工事着手日選択型契約方式の試行について」を参照すること。